

酪農学園大学公的資金不正防止計画

2014年10月1日

酪農学園大学

<方針>

酪農学園大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正)を踏まえ、公的資金の不正使用を防止するため「不正防止計画」を策定し、同計画を効果的及び計画的に実施することにより、公的資金の適正かつ効率的な運営及び監査体制に万全を期していきます。

今後、本学の現状を踏まえ、以下のとおり不正防止対策を実施していきます。

1. 公的資金の適正な運営・管理について

本学では、これまでも公的研究費を対象として適正な運営・管理体制の整備、構築に努めてきましたが、今後は研究費に留まらず、国、地方公共団体及び独立行政法人等からの公的資金についてもルールの一統化を図り、適正な運営・管理体制の整備、構築を進めていきます。

2. 物品の発注・納品・検収体制について

昨今発生している研究費の不正使用の事例は、物品の購入に係るものが大半を占めています。その為、2010年4月から物品の納品確認を行う資産管理課を設置し、納品・検収体制の整備を進め、翌2011年4月からはより整備を進めるべく管財課として改善を進めてきています。

今後はさらに本学との取引業者に対しても、発注・納品・検収体制についての周知を的確に行っていきます。

3. 謝金・人件費に係わる勤務状況の管理について

現在、研究補助員(ポスト・ドクター等)、アルバイト等公的資金で雇用している者の勤務状況管理について不十分な点があったことから、管理体制の見直しを随時進めていきます。

また、出張状況の管理体制についても見直しを進めていきます。

4. ルールの周知、関係者の意識向上に向けて

昨今発生している研究費の不正使用の原因として、研究者、事務職員のルールの理解不足が挙げられます。今後、研究者、事務職員ともにルールの理解を深めていくよう研修会、説明会等により、さらに倫理教育を含めて意識向上に取り組んでいきます。

5. その他

上記の他、随時、必要に応じて不正防止対策を進めていきます。また、継続的に不正防止計画の見直しを行っていきます。

以上